

総務常任委員会会議録

令和2年5月14日

寒川町議会

出席委員 佐藤（正）委員長、吉田副委員長
柳下委員、山田委員、岸本委員、関口委員、中川委員、小泉委員、青木委員、黒沢委員
欠席委員 なし
説明者 野崎総務部長、三橋総務課長、高橋主査、三澤副主幹
大八木税務課長、原田収納課長、遠藤主査、鳥海副主幹、池田副主幹、吉野副主幹
事務局職員 新藤議会事務局長、亀井議会事務局次長、波多野主任主事
案 件

1. 議案第20号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
2. 議案第21号 寒川町町税条例の一部改正について

午前11時00分 開会

【佐藤（正）委員長】 本会議の休憩中ではございますが、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案2件でございますので、よろしく願いいたします。

また、議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開します。

それでは、議案第20号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、総務部総務課より説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。現在新型コロナウイルス感染症に伴う様々な影響が出ておりますが、町民、議会、行政が一丸となってこの難局を乗り越えてまいりたいと考えております。そのような中、本日の付託議案につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に起因するものでございますので、よろしくご審査のほどをお願い申し上げます。

それでは、付託議案の1、議案第20号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、三橋総務課長からご説明申し上げます。

【佐藤（正）委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 それでは、議案第20号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。先ほどの本会議での部長の説明と重なりますが、よろしく願いいたします。

今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う地域経済への影響及び町の財政状況に鑑み、特別職の職員の期末手当の減額措置を講ずるための改正であります。改正の内容をご説明いたします。

タブレット資料は、01議案第20号寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。3ページ、新旧対照表をごらんください。

今回の減額措置は、暫定的な措置でありますから、条例の附則で規定することといたしまして、新たに2つの項を追加したものでございます。まず、附則第26項は、町長の期末手当についてでありまして、令和2年6月に期末手当を支給する場合における町長の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した期末手当の額に100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に相当する額を減じた額とすると規定いたします。

次に、附則第27項は、副町長及び教育長の期末手当についてでありまして、令和2年6月に期末手当を支給する場合における副町長及び教育長の期末手当の額は第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した期末手当の額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に相当する額を減じた額とすると規定いたします。条文中の第4条第2項は、条例の本則中、期末手当の額を定めた規定でありまして、令和2年6月期の期末手当はこの規定による本来の額から、町長については100分の20、副町長及び教育長については100分の10をそれぞれ減額する内容となっております。

最後に改正附則といたしまして、施行日を公布する日とする旨を規定しております。なお、今回の措置によりまして、減額される金額でございますけれども、町長、副町長及び教育長の3名を合わせまして86万509円となっております。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

【佐藤（正）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

柳下委員。

【柳下委員】 今トータルで金額は86万509円ということで、それぞれ3特別職は幾らになるかということと、それと、これのお金の受皿というか、これはどこに行くのでしょうか。コロナ対策の積立基金に行くのか、どういう使われ方をするのか、決まっていたら教えていただきたいと思います。

【佐藤（正）委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 では、まず、3名の個々の金額でございます。町長の削減額でございます。48万3,800円。副町長でございます。19万6,379円。教育長であります。18万330円。合計86万509円になります。それから、減額した分の充当先ということでありますが、現在のところ、どこの事業にという明確な充当の形はとっておりませんが、不足する財源に充当するという形で、明確なところは今のところ決まっていないという状況でございます。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 ご説明は分かりました。1つ聞きたかったのは、具体的な使われるところはまだ決まっていないけれど、お金の流れとすると、どこかにコロナ対策、町として基金にそれを一旦置いておくのか、どこにそれが受皿としてあるのですかという、そういう質問なんですけれど。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 基金ということでもないと思います。一般財源として不足する額中での範囲だと

思いますけども、もちろんコロナウイルス対策で不足する財源に充当していくということで考えております。

【佐藤（正）委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 すみません、説明がまずくて。数字の上では減額したそのお金の行き先、とりあえずここに置いておくという会計処理、それについての流れがどうなっているのかなという質問です。

【佐藤（正）委員長】 野崎部長。

【野崎総務部長】 現在予算で持っていたところから減額するべき額を、柳下委員がおっしゃる、例えば基金を動かすとか、そういった動かしについては今後やるということなので、今現在は予算額で考えていたものから減額するというところだけを決めたということになります。すみません。よろしく願います。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開します。

続きまして、議案第21号 寒川町町税条例等の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 続きまして、付託議案の2、議案第21号 寒川町町税条例等の一部改正についての審査をお願いいたします。説明は大八木税務課長から、質疑に対する回答につきましては、税務課及び収納課の出席職員により行いますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 大八木税務課長。

【大八木税務課長】 それでは、議案第21号 寒川町町税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。本議案につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の税制上の措置を講ずる必要性から、令和2年4月30日公布された地方税法等の一部改正する法律（令和2年法律第26号）により地方税法が改正され、これに伴い寒川町町税条例等の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の措置を講ずるものでございます。

条例改正の案文説明に先立ちまして、今回の改正の概要をご説明いたします。先ほど本会議において総務部長より説明がありました内容と重複する部分がございますが、ご容赦くださいますようお願いいたします。

第1条及び第2条において、寒川町町税条例等の一部を改正し、第3条において、寒川町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行うものであります。改正を行う税目ではありますが、固定資産税及び軽自動車税環境性能割並びに個人住民税であります。固定資産税につきましては、認定先端設備導入計画に従って取得した先端設備等に該当する家屋及び構築物に適用する特例率を定めるための条文整備について、軽自動車税については、環境性能割の税率の軽減特例期間の延長について、個人住民税につ

いては、寄附金税額控除に関する条文の整備について、それと地方税の徴収猶予に関する条文の整備についてになります。

それでは、改正内容について、新旧対照表及び資料により具体的にご説明させていただきます。タブレット02-1、こちらには議案第21号がございますが、この後ろのページに新旧対照表がございます。02-1を開いていただいて、タブレットの6分の4ページ、これが新旧対照表の1ページになりますので、こちらをごらんください。

まず、第1条は、寒川町町税条例を改正するものでございます。制定附則第11項に第11号として1号を加える改正は、地方税法の附則に法附則第62条の条例で定める割合を加えるものであります。

タブレットを前に戻していただいて、参考資料02-2をごらんください。こちらは、固定資産税関係になります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、中小企業者等が令和2年4月30日から令和3年3月31日までの期間内に認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する事業の用に供する家屋及び構築物に対して課する固定資産税の課税標準額を新たに固定資産税が課されることとなった年度の3年度分に限り、課税標準額にゼロ以上2分の1以下の範囲において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする旨が定められたことから、当該割合をゼロとする規定を加えたものでございます。

この改正により、現在認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する機械及び装置、工具、器具、備品並びに建物付属設備について、適用している課税標準額をゼロとする特例に事業の用に供する家屋及び建築物が加えられることとなります。なお、この改正による固定資産税の減収については全額国費で補填されます。

お手数ですが、タブレット02の6分の4ページの新旧対照表の1ページにお戻りください。中段になります。附則第18項の改正は、地方税法第29条の8の2、これは環境性能割に関する規定の改正によるものであります。

タブレットを前に戻していただきまして、参考資料02-3をごらんください。軽自動車税環境性能割関係になります。三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率1%分を軽減する特別措置の適用期限等に関する町税条例の改正につきましては、令和元年寒川町議会第1回定例会9月第2回会議において可決いただきましたが、このたびの法改正により適用期間が6カ月延長され、令和3年3月31日までに改められたことに伴い、条文を「令和2年9月30日」から「令和3年3月31日」に改めるものでございます。対象車両や税率区分等に変更はなく、資料にお示しの表区分のままでございます。なお、この適用期限の延長に伴う減収額については、全額国費で補填されます。

再びタブレット02-1の新旧対照表の6分の4ページにお戻り願います。下段になります。附則に第23項として1項を加える改正は、地方税法の附則に法附則第59条が加えられ、新型コロナウイルス感染症等にかかる徴収猶予の特例が定められ、同条第3項において、申請書の提出及び添付すべき書類について法第15条の2の規定、徴収猶予の申請等に関する規定を準用することが定められたことから、新型コロナウイルス感染症等にかかる徴収猶予の手続きにかかる申請書の訂正、または添付すべき書類の訂正、もしくは提出をしなければならない期間についても、同条第8項、申請書の訂正等に関する規定に対して条例で定める期間を定める必要があることから、既に同項の規定を受けて20日間という規定を定

めている第7条の3第7項の規定を準用する旨を定めるものでございます。

タブレットの参考資料02-4をごらんください。徴収猶予関係になります。今ご説明申し上げた内容の法と条例の条項を整理した表を参考までに掲載させていただいております。

次に、第2条になります。タブレット02-1の新旧対照表にまたお戻りください。6分の4から6分の5ページになります。第2条も、寒川町町税条例の改正をするものでございます。制定附則第11項第11号の改正は、地方税法附則第60条及び第61条として、新型コロナウイルス感染症等にかかる2条が加えられたことに伴い、第62条を第64条に改めるものでございます。

次に、附則に24項として1項を加える改正は、地方税法附則に法附則第60条が加えられ、新型コロナウイルス感染症等にかかる寄附金税額控除の特例が定められ、市町村民税の所得割の納税義務者が指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻し請求権の全部、または一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして当該市町村の条例で定めるものを指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄した日の属する年中に市町村放棄払戻し請求権相当額の寄附金を支出したものとみなして、市町村民税に関する規定を適用する旨が定められたことから、対象となる放棄を定めるものでございます。

タブレットの参考資料02-5をごらんください。個人住民税関係になります。政府の自主要請を受けて中止等をされた文化、芸術、スポーツイベントについて、その主催者に対しチケットの払戻しを受けないことを選択された方は、主催者等に所定の届出等を行った上で証明書を手し、その金額分を寄附とみなされ、寄附金控除として税の優遇を受けられる制度が設けられたもので、対象金額の上限は20万円であります。所得税の寄附金控除の対策のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして、当該地方公共団体の条例で定めるものは、個人住民税の税額控除の対象とされることから、附則に加えるものでございます。

次に、第3条になります。タブレット02-1、新旧対照表は6分の5ページになります。第3条は、令和元年寒川町議会第1回定例会9月第2回会議で可決していただきました寒川町町税条例等の一部を改正する条例の改正をするものでございます。当該条例の第3条に規定する寒川町町税条例附則に1項を加える改正、軽自動車税種別割の税率の特例のうち令和4年度、5年度分の税率特例につきましては、令和3年4月1日に施行することとなっており、現在未施行の状態となっております。今回の第3条の規定による改正は、第1条及び第2条の規定により附則に新たな項が加わったことに伴い、この未施行の部分について条文の整理を図る必要が生じたことから行うものでございます。

最後に、改正附則でございます。タブレット02-1、新旧対照表の3ページをごらんください。6分の6ページとなります。この条例は、公布の日から施行いたしますが、第2条の規定につきましては、令和3年1月1日から施行いたします。

寒川町町税等の一部を改正する条例についての説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【佐藤（正）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

中川委員。

【中川委員】 今回4項目ということでございます。この種の条例ではよく出てくる質問内容かと思うんですが、それぞれの影響額とか対象がどれくらいになりそうか、その辺が分かりましたら、それぞ

れお示しいただきたいと思うのですが、例えば1点目の固定資産税関係はどれくらいの影響額を見ているのか、どれくらい対象の件数がありそうかということ、あと2点目の軽自動車税の環境性能割の関係もまた同様です。影響額とか、どれくらいの台数になりそうか、あと、3点目の徴収猶予関係、これは蓋を開けてみないと分からないかもしれないですけど、その辺がどれくらいの影響額というのか、人数が関係しそうかというところ、見通し的なものももし分かればということで3点目、あと4点目の個人住民税関係で、イベント中止による税額控除、これも例えば町内でどれくらい対象となるイベントがありそうだとか、そういったところがもし分かればお尋ねしますというのが1点です。

あともう一点だけ、1点目の固定資産税と軽自動車環境性能割の関係のところ、減額分は全額国費で補填ということでもありますけど、例えば国庫補助金のような形でしっかり補填されるのか、それとも交付税のような一般的な対応、そうしたものになるのか、その辺が分かれば、交付税対応だと、うちはもらえるかどうか分からないかなというところがありましたので、そこが分かればお知らせいただきたいと思います。

以上2点です。

【佐藤（正）委員長】 大八木課長。

【大八木税務課長】 ただいまの中川委員のご質問に対してお答えいたします。まず1点目、それぞれの今回の対象者ということでございますが、まず、生産性向上についての項目の増に伴う税率の変更についての対象者ということなんですけども、対象が中小企業者ということに決まっております、その定義が、資本金の額、または出資金の額が1億円以下の法人、あるいは常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人ということでございますので、まず法人を私どものデータで調べたところ、資本金が1億円以下の法人が1,250法人あります。そして常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人ということで、個人事業者は約1,600事業者でございます。ただし、このうちの幾つの法人がこの申請に手を挙げてくるかということは把握できていないので、対象となる法人の数だけお知らせする形でよろしいでしょうか。

続きまして、軽自動車の環境性能割ということなんですけれども、ただいま昨年度から軽自動車の環境性能割というのは、県税から住民税に移行されたわけなんですけれども、台数については、つい先日、県に確認したんですが、今集計中であるということで、前年度の集計が台数としてはまだ出ておりません。6月末ぐらいには出るということでありましたので、対象の台数ははっきりいたしませんので、申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

続きまして、寄附金につきましては、対象者というのは、まずこの5月に文部科学省の指定したイベントということで、この5月に主催者から申請が始まっています。文化庁やスポーツ庁に対して主催者が申請して、そこで認められた者が対象になりまして、認められたところがホームページ上に公表されまして、その対象になったイベントの払戻しをしたいチケットを購入された方々が、今度自分から主催者側に申し出て、そこから証明書ももらって申告するという流れになっていますので、まだそのイベント自体が決まっていますので、それが5月末にはホームページに公示されるということでもあります。今情報でつかんでいる部分では以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 原田収納課長。

【原田収納課長】 徴収猶予の特例に関しまして、今、委員がおっしゃられたように、これは蓋を開けてみなきゃ分からないんですが、ちなみに今までの徴収猶予に関しまして例がないそうです。ですので、相談等は電話でしているようなんですけれども、件数というのは把握しておりません。また金額に関しましては、あくまで猶予ですので、その分は納めていただきたいので、変更はないということになります。

【佐藤（正）委員長】 大八木課長。

【大八木税務課長】 先ほどの中川委員の2点目の質問なんですけれども、国が補填というのは、補助金なのかどうなのかというような話がありましたが、まず、軽自動車の環境性能割につきましては、前回の議会でご承認いただいた内容と同じで、補填は交付金となります。軽自動車税減収補償特例交付金というものがございまして、この交付金になります。また、先ほどの固定資産税の先端設備の導入計画等に従って税率が変わるといふところの補填については、これも交付金でありまして、今回新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金というのが設置されましたので、こちらの交付金で全額交付という形で示されております。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 自動車税については、町で対象の部分は全部把握できるんだと思うんです。ほかの部分で固定資産税関係とか、徴収猶予もそうです。それから寄附金控除の部分というのは、町で把握できないわけです。まず、税額として大きくなるということを考えると、中小企業に対する固定資産税、先ほど課長から、対象企業数が出たんですけど、この時期に新たな設備投資をしました。ただ、それが申請をしないといけないので、これがその対象になるかどうかというのは、各企業さんでしっかりと上げていただかないと、町としては手出しができないといふところなんだと思うんです。あくまでも企業さんがしっかりと税制改正の部分把握していただいた上で、町に申請を上げるという形になろうかと思うんです。ただ、そこには少なくとも対象企業の皆様には、こういうことがありますといふのが、町からなのか、例えば工業協会だとか商工会だとか、そういうところからちゃんと通達が回って徹底されるのかどうかといふところなんです。告知といひますか、周知といひますか、その辺についてはどう考えられているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、寄附金の控除、これは今の段階で中止にしているのか、延期にしているのか分からないんですけど、一般に言われるコンサートもその対象としてはなってくるんです。ただ、イベントの会社さんがどういふ申請をしていくかといふのがこれからですといふことなんだと思うんです。全国的にチケット等を買った人たちは、もしそういう対象になったとしても、例えばコンサートを主催した会社なり、グループなりを支援するために払戻ししませんといふことができますといふことになるんだと思うんですけど、今そういうチケットを買った人といふのは、どういふ状態かといふと、もしかしたらこの後コロナが終息した後に、追加のイベントとしてそのチケットが生かされるかもしれないといふことで、多分今は保留状態になっているんだと思うんです。そこについても、個人で購入した人がインターネット等を見て、このイベントがその対象になりましたといふのは、個人で把握しなきゃいけないということに

なるということです。ただ、そういうことがこれから行われますということをちゃんと告知していかなくちゃいけない、周知していかなくちゃいけないと思うんだけど、その責任というのは地方自治体にあるのかどうか、それを町としてどう捉えていくのか、その辺についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

【佐藤（正）委員長】 大八木税務課長。

【大八木税務課長】 まず、寄附金から、順番は逆なんですけども、説明させていただきます。今の段階で私どもが把握しているのは、ある程度のチラシの配布ですとか、そういったものが各地にされるということで、国税庁ですとか、あるいは文化庁、スポーツ庁、そういったものから少しずつパンフレットが下りてきております。そういったものをホームページに掲載することができますし、これまでも徴収猶予ですとか、そういったものについては、閣議決定された4月の段階から少しずつ早めに周知するという徹底をされ、これは国からも徹底されていますし、我々の業務としてもしなければならぬことだと思っていますので、その辺の周知は近隣と合わせて行っていきたいと思ひまして、近隣と合わせながら、よりいいものを考えていきたいと考えております。

あともう一点については、ほかの者から答えさせますので、よろしくお願ひします。

【佐藤（正）委員長】 遠藤主査。

【遠藤主査】 それでは、固定資産税の特例の周知についてご説明させていただきます。今回の参考資料の固定資産税部分にもあるんですけれども、その他3番目で固定資産税の特別措置までの流れという図をつけさせていただきました。こちらを見ていただくとおり、今回の特例につきましては、産業振興課が主管としております生産性向上特別措置法に伴う先端設備導入計画の認定を受けた企業がこちらの特例を受けられるという流れになっております。なので、こちらの周知につきましては、これまでと同様、これまで機械装置や器具等を行ってきたんですけれども、それと同様産業振興課、もしくは商工会等と協力しながら周知を図っていきたくと思っています。

【佐藤（正）委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 分かりました。周知は、申請漏れというのかな、申請すれば通ったのにという人がないように、しっかり周知していただきたいと思うんですけれども、ただ、これは申請主義なので、書類を作ったりだとか、様々相談体制というのが必要になってくるかと思うんです。しっかりと丁寧に相談を受ける体制を町としては作っていかなくちゃいけないと思いますけれども、その辺について町としてはどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

【佐藤（正）委員長】 遠藤主査。

【遠藤主査】 今にご回答させていただきます。こちらの申請につきましては、直接中小企業者様から寒川町の申請を直にするのではなくて、その間に経営革新支援機関というものが入っていくこととなります。経営革新等支援機関につきましては、寒川町内でいうと、寒川町商工会だったり、町内の金融機関、あとは町内にいます税理士さん等が国の認定を受けてこういった支援機関になっているんですけれども、そちらのほうが事前に申請書の中身をフォローした上で生産性がこれから伸びるというような承認をした上で寒川町に流れてくる、申請してくるという流れになっておりますので、そういった機関等に周知していきたくと思っています。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 ページ数でいうと、タブレットの6分の5の文中の24の文言なんですけれども、この中で指定行事という文言があります。このたび4月のアークリーグの世界大会、これも指定行事に想定しての文言なのかどうか、1つまず確認からお願いしたいんですけれども、指定行事に入れているのかどうか。

【佐藤（正）委員長】 大八木税務課長。

【大八木税務課長】 こちらにつきましても、一度申請を文化庁ですとか、スポーツ庁に一度上げていただくことになるとは思うんですけれども、指定行事の範囲……。

【佐藤（正）委員長】 野崎部長。

【野崎総務部長】 アークリーグにつきましては、チケットは販売していない状況にありますけれども、そうしますと、該当するかどうかというのは、していないので、チケットの販売を始めますよという期間は、まだ緊急事態宣言に入っていなかったんですけど、こういった状況だったので、販売については見合わせていた状況から、結局販売しなかったという形になっているという状況ですので、この回答でご理解いただけたらと思うんですけども。

【佐藤（正）委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 この条例改正の中でのこの文言の指定行事のうちには入っていない、今のところという限定をつけていいかどうか、そこも不確かなんですけれども、ないという理解で現時点ではよろしいということですね。確認で。そこが心配だったので、どうなっているのか町の状況について説明をお願いしたかったんです。それと、チケットの件は販売していなかったということですが、協賛金とか、そういうお金は集めていなかったんですか。それも含めて指定行事のことでこの文言をどのように理解したらいいかということについて。参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部……。

【佐藤（正）委員長】 協賛金は該当しないですね、恐らく。もし該当するんだったらいいんですけど。

【柳下委員】 行事のここの文言の中では、中止、または延期して、入場料、参加料金、その他の対価の払戻しを請求する権利の全部、または一部の放棄ということで、「等」というところで質問をしました。

【佐藤（正）委員長】 協賛金はその「等」に該当するのかどうかというところですね。その点をお答えいただければと思います。2点ですね。

大八木税務課長。

【大八木税務課長】 今現在私どもに示されている指定行事の範囲の中には、協賛金までは明記されていないんです。指定行事の範囲というのは、あくまでも文化、芸術、スポーツに関するもののチケット代、そういったものということで書かれていますので、先ほどコロナウイルス感染症の場合、現に中止、延期、規模が縮小されて払戻し等が発生するチケットに該当の項目が寄附金控除としての対象になっていますので、個人に対するものなんです。ですから協賛金とはまだ示されていないので、ここでは今ははっきり答えは申し上げることはできません。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 では、「等」に含まれるのはどのようなものでしょうかという質問です。

【佐藤（正）委員長】 大八木課長。

【大八木税務課長】 総務省から示されている指定行事の要件の中に書いてあるものとして、一応読み上げさせていただきますと、文化、芸術、またはスポーツに関するものということで、具体例として音楽、コンサート、エンターテインメントなどの芸能活動の講演に関するイベント、映画ですとか、個展、テーマパークなどの観覧イベント、プロスポーツの試合、マラソン大会などの参加型イベントということで、不特定多数のものを対象とするものであることですか、その辺の指定行事の要件が書いてあるだけで、「等」というのはその要件のことを示しているものでありますから、対象となる支払った方ですとか、そういったことを限定するものではない、ここでは示していないので、指定行事等の「等」は、そういった開催されたイベントのことを示しております。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 1点だけ。猶予の関係なんですが、先ほど既に相談等もあるというようなお話でしたが、具体的にどんな感じで相談があって、かつどういう形で現状案内しているのか、この後さらに条例案が通った後にはどのような形で案内をしていくのか、その辺りを今決まっていることがあれば教えていただければと思います。

【佐藤（正）委員長】 吉野副主幹。

【吉野副主幹】 今現在ですが、既に窓口等で相談は受けております。その中で徴収猶予の説明をさせていただいて、その中で必要書類等を、個人でいえば給与明細とか、生活にどれぐらいかかったか、あとはその方の現金、貯金等のそういう添付書類はこういうものが必要ですよというお話をしつつ、かつそれ以外に、これは従来やっているんですが、分納相談をさせていただいて、そういう中でどちらを選択されても大丈夫ですが、いかがいたしますかというお話をさせていただいているところになっております。今現在のところ、徴収猶予まで至ったケースはありません。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 今のところは猶予に至った例はないということでしたが、今回この条例改正によって、それが恐らく、明確にこれが猶予ということであられることになるかと思うんですが、その後これから相談がまた恐らく増えてくるんじゃないかなと想定するんですが、その場合はどんなふうにも、同じような対応を続けていくというようなことでよろしいのでしょうか。それとももう少し場合によっては何かしら提出書類等の簡素化ですとか、そういうことも考えられているのかどうか、その辺りを教えてください。

【佐藤（正）委員長】 原田収納課長。

【原田収納課長】 今、吉野が申し上げたご相談の対応なんですけれども、電話でも窓口でもそうな

んですけども、一番お客様に理解していただきたいのが、先ほど申し上げたように、猶予ですので、1年間猶予したとしても、その後払っていただくことになります。そのときには、その次の年のまた例があって、それが猶予になるという決まりはまだありませんので、そうすると、どどんと2年分、そういうこともありますので、従来の徴収猶予もそうなんだと思うんですけども、少しでもあるときに分納していただければというのが、相談の中でしていただくと、皆さんも先々のことを考えてという、言葉での相談の対応はそうです。おっしゃられた文章に関しましては、国、県の指導にもあるんですけども、省略できるものは、口頭でとにかく聞き取ってというのはあるんですが、ちゃんと示していただければ、こちらも確認して提出させていただくんですが、その前に、後々どういう状態というのをご説明しないと、こんなはずじゃなかったと申されても、ちょっと困りますので、そういうお話しはしているという状態です。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開します。

5月第2回会議で総務常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩について、いかがいたしましょうか、取るか、取らないか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、引き続き進めさせていただきます。

これより討論に入ります。議案第20号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第21号 寒川町町税条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これもちまして、総務常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午後2時52分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年8月27日

委員長 佐藤正憲